

# 注文した覚えのない商品が送られてくる！？

## <今回の相談事例>

さきほど、知らない業者から「先日ご注文いただいた商品の準備ができましたので本日発送します。」と連絡があった。何も注文した覚えがないので、「注文した覚えはない。送らないでください。」と言って電話を切ったが、後日、本当に送られてきたらどうしたらよいただろうか。（80代女性）

## 【アドバイス】

### ●商品を受け取らないでください！

注文していない商品を一方的に送りつけ、商品代金を払わせようとする手口を「ネガティブ・オプション（送りつけ商法）」といいます。今回の相談のように知らない業者から、注文した覚えのない商品を送るという電話がかかってきたら、きっぱりと断りましょう！それでも商品が届いた場合は、宅配業者に「受取を拒否する」と伝え、商品を受け取らないでください。また、その際に送り主や連絡先をメモしておきましょう。もしも、受け取ってしまった場合は、届いた日から14日間、商品を開封せずに保管しておけば、その後は自由に処分できます。商品を手元に置いておきたくない場合は、着払いで送り元業者に返送することができます。

### ●強引に勧誘され承諾してしまった場合はクーリング・オフができます！

電話で断っても、「間違いなく注文を受けているから商品は送る。必ず、代金を支払うように」などと強引に勧誘され、断りきれなかった場合は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。

### ●困ったときや不安に思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう

## 二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります）  
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110（24時間対応）



まもりん



みもりん